

2025 年 5 月 21 日

全国各地の皆様へ

全日本教職員組合
実習教員部 常任委員会

教育予算増額による充実した実験・実習教育の実現と 教育公務員特例法で規定される教員（定義）において 「実習助手」を教員に含める法律改正を求めましょう

毎年、私たち全教実習教員部は「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める全国署名」にとりくみ、文部科学省への署名提出とあわせて、全国の高等学校、特別支援学校・障がい児学校に勤務する実習教員の処遇や待遇改善について、文部科学省との直接対話による要請をおこなっています。さらに、学校現場で日々奮闘する実習教員の声を、教育関係諸団体に届けるため、中央要請行動にもとりこんでいます。

この全国署名は、どの子にもゆきとどいた実験・実習教育の実現を願い、教育予算の大幅増額による教職員定数の抜本的改善と、実験・実習に関する施設・設備の整備や更新を求めるとともに、現行の学校教育法、高等学校設置基準、教育職員免許法、教育公務員特例法施行令に定められた「実習助手」制度の下において、長年にわたり学校現場で生じている「実習助手」の職務内容についての混乱や、「実習助手」制度そのものの矛盾解消を求めています。

学校現場の実習教員には、職名「実習助手」の「助手」から連想される職種に対する差別的扱いや、教育公務員特例法の教員規定に「実習助手」が含まれていない、あるいは教育公務員特例法施行令において「『実習助手』は教員規定を準用する」と「準用」扱いにされているため教員の位置付けが曖昧で、学校種の違いにより職務内容にも大きな差異が生じています。このことは、文部科学省自らが「『実習助手』が教員であるかどうかについては、二アリーイコール（≒）の教員である」との認識（2025 年 2 月 21 日）を示したことから、今後各都道府県の任命権者や学校現場の管理職の恣意的判断により、実習教員を都合の良い職として、差別的な処遇や待遇による扱いから学校現場に混乱をきたすことが予見されます。

2023 年に実施した「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める全国署名」では、学校現場のみならず、広く一般の方からの声を集約したところ、制度改革を切に願うコメントや、大幅な教育予算が増額されないことへの不満、教員定数の改善を求める声などが多く集まりました。

私たち全教実習教員部は、全国各地の教育運動と連帯し、「実習助手」制度改革の実現は子どもたちへの教育条件整備のためにも大切なことであると確信を抱いています。ぜひとも全国の皆様からの署名によるお力添えをお願いいたします。